

# 福山市立一ツ橋中学校

## 生徒のルール



## 第一章【総則】

このルールは、「自ら輝く、ともに輝く」という本校の教育目標に基づき、安心・安全で充実した学校生活を送ることが目的である。そして生徒一人ひとりがアーツ橋中学校の生徒であるということを自覚し、誇りを持って行動するためのものである。

但し、この規程の運用について、生徒個々に応じて考慮すべき事柄があるときは、特別な配慮を行う場合がある。

## 第二章【学校の生活に関すること】

(制服) 制服内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用することとする。

- (1) 本校の制服は、学生服及び長袖カッターまたは長袖ブラウス・半袖シャツまたは半袖ブラウス、ボウタイ(長袖着用時のみ)、スラックスまたはスカートとし、本校規程のものを正しく着用する。また、体調や季節に合わせて組み合わせは自由とする。
- (2) カッターシャツ、ブラウスの裾は、ズボン、スカート、スラックスの中にきちんと入れる。
- (3) スラックスは、腰まできちんと上げて着用すること。スカートの長さは、膝立ちをしたときにスカートが床に着く長さとする。
- (4) 防寒着として、登下校時には、白や黒、灰色のウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋、黒またはベージュを基調としたタイツを着用してもよい。
- (5) 体温調節を上手に行うため、セーター、ベスト、カーディガンの着用を許可する。  
(セーター、ベスト、カーディガンの色は、白、黒、灰色、紺とする。)
- (6) 靴下はくるぶしが隠れる白または黒を基調としたものとする。
- (7) 靴は白または黒を基調とした運動に適した靴とする。
- (8) 暑さ寒さの感じ方には個人差があるため、移行期間は設けない。但し、儀式、校外活動など中学校から指示があったときは統一する。

(頭髪) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない髪型とする。

(カバン) 規定の第一カバンを使用し、入らない場合はサブバックを使用する。

(持ち物) 学校、授業に必要なものは持ち込まない。但し、持ち込まざるえない場合は、許可を得ること。また、校内では教員に預けること。

(その他) 化粧、マニキュア等装飾は認めない。

## 第三章【自転車通学】

自転車通学をする生徒はヘルメットを被る。(長期休業中や休日も同様とする) また、学校の敷地内では危険防止のため、自転車は押して歩く。

## 第四章【校外での生活】

社会のルールを守る意義について理解し、自主的・自律的な生活を送ることができるようになる。

## 第五章【特別な指導】

次の問題を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

### (1) 法令・法規に違反する行為

- ①飲酒, 喫煙 ②暴力(対生徒・対教職員) ③建造物・器物損壊 ③窃盗, 万引き ④薬物乱用
- ⑤交通違反(無免許運転等) ⑥その他 法令・法規に違反する行為

### (2) 本校規則に違反する行為

- ①喫煙同席, 喫煙準備行為(タバコ・ライター等の所持) ②授業エスケープ, 校内徘徊 ③いじめ
- ④テストでの不正行為(始業チャイム後の私語, 目配せ, 挙動不審等のカンニングと誤解される行為)
- ⑤家出, 深夜徘徊 ⑥他校生とのトラブル ⑦不要物
- ⑧その他, 学校が教育上指導を必要と認めた場合(指導に従わないなど指導無視および暴言等)

## 第六章【届け出・許可証の必要なもの】

- (1) 自転車通学は、許可願・誓約書を提出し学校が許可した生徒のみとする。
- (2) 保健室利用は、緊急の怪我以外の場合：原則担任か授業担任に理由を言い許可書を書いてもらう。
- (3) JR(100km以上)の学割は担任に申し出ること。

2025年(令和7年)4月8日改訂

一ツ橋中学校生徒会